



報道関係者 各位

平成 25 年 12 月 17 日

【照会先】

高知労働局労働基準部監督課

監督課長 中井 裕司

地方監察監督官 矢野 毅

<直通電話>

電 話 088-885-6022

四国全域で 202 事業場へ重点監督

～ 若者の「使い捨て」が疑われる企業等への取組状況 ～

厚生労働省では平成 25 年 9 月に、若者の「使い捨て」が疑われる企業等への取組として、全国的な対応を行ってきましたが、今般、四国地区（徳島、香川、愛媛、高知の各労働局）における取組状況を以下のとおり取りまとめました。

なお、全国の集計結果については厚生労働省発表資料をご確認ください。

1 「過重労働重点監督」の結果

平成 25 年 9 月を「過重労働重点監督月間」とし、若者の「使い捨て」が疑われる企業等に対して集中的に過重労働重点監督を実施しましたが、そのポイントは次のとおりです。詳細は別添資料 1 をご覧ください。

【重点監督の結果のポイント】

- (1) 重点監督の実施事業場数 202 事業場（四国内 4 労働局の合計）
(24 事業場（高知労働局管内の合計）)
- (2) 違反状況 170 事業場（全体の 84.2%）に何らかの労働基準関係法令違反（高知労働局管内においては 16 事業場（全体の 66.7%））
- ※（1）のうち、法令違反があり是正勧告書を交付した事業場
主な違反内容
- ① 違法な時間外労働があったもの 96 事業場（47.5%）
(高知労働局管内においては 9 事業場（37.5%）)
- ② 賃金不払残業があったもの 71 事業場（35.1%）
(高知労働局管内においては 6 事業場（25.0%）)
- (3) 健康障害防止に係る指導状況
- ※（1）のうち、健康障害防止のため指導票を交付した事業場
- ① 過重労働による健康障害防止措置が不十分なもの 41 事業場（20.3%）
(高知労働局管内においては 3 事業場（12.5%）)
- ② 労働時間の把握方法が不適切なもの 54 事業場（26.7%）
(高知労働局管内においては 6 事業場（25.0%）)

このほかにも、労働者からの申告（労働基準法第 104 条に基づいて労働基準監督署に違反の事実を申し立てるもの）を受け、申告監督を実施しています。

以上の結果、違反・問題等が認められた事業場に対しては、是正勧告書等を交付し、是正に向けた指導を行いました。是正がなされていない事業場については、引き続き、是正の確認を行っていきます。それでもなお、是正しない事業場については、送検も視野に入れて対応します。送検した場合には、企業名等を、労働基準監督署において公表します。

今後とも、引き続き、若者の「使い捨て」が疑われる事業場に対し、監督指導をしっかりと行ってまいります。

2 「無料電話相談」の実施結果

9月1日（日）に全国8カ所（北海道、東北、関東甲信越、北陸・東海、近畿、中国、四国、九州・沖縄）で実施された無料電話相談のうち、四国地区で対応した相談の実施結果のポイントは以下のとおりです。詳細は別添資料2をご覧ください。

【実施結果のポイント】

★ 相談総件数 66件

★ 主な相談内容（複数回答）

(1) 賃金不払残業 36件 (54.5%)

賃金不払残業の相談36件のうち、

- | | |
|---------------------|-------------|
| ① 労働時間の管理が不適切（一部不払） | 11件 (30.6%) |
| ② 残業手当の定額払（一部不払） | 10件 (27.8%) |
| ③ 残業手当一切なし | 8件 (22.2%) |

賃金不払残業の相談36件のうち、不払いとなっている時間外労働時間（1か月当たり）は、

- | | |
|---------------|-------------|
| ① 20時間未満 | 2件 (5.5%) |
| ② 20から40時間未満 | 5件 (13.8%) |
| ③ 40から60時間未満 | 7件 (19.4%) |
| ④ 60から80時間未満 | 4件 (11.1%) |
| ⑤ 80から100時間未満 | 12件 (33.3%) |
| ⑥ 100時間以上 | 6件 (16.7%) |

(2) 長時間労働・過重労働 35件 (53.0%)

長時間労働・過重労働の相談35件のうち、

- | | |
|--------------------------|-------------|
| ① 月45時間以下の時間外労働に関する内容 | 2件 (5.7%) |
| ② 月45から60時間の時間外労働に関する内容 | 2件 (5.7%) |
| ③ 月60から80時間の時間外労働に関する内容 | 6件 (17.1%) |
| ④ 月80から100時間の時間外労働に関する内容 | 14件 (40.0%) |
| ⑤ 月100時間を超える時間外労働に関する内容 | 11件 (31.4%) |

3 職場のパワーハラスメントの予防・解決への対応

職場での実務に活用できる「パワーハラスメント対策取組支援セミナー」を、11月に四国内の4か所（11/18 徳島市、11/19 高松市、11/20 松山市、11/21 高知市）で開催し、パワーハラスメントによって若者を使い捨てにすることをなくすべく、労使をはじめ関係者に幅広く周知・啓発を行いました。

4 今後の取組

高知労働局としては、過重労働重点監督月間の結果を踏まえ、引き続き、働く方からの相談や情報に対しては的確に対応するとともに、問題を有する業種や事業場に対する監督指導を引き続き実施してまいります。

また、長時間の残業など過重な労働が続くと、疲労の蓄積により、脳・心臓疾患を発症するリスクが高まることが知られており、労働時間が月80時間を超える者がいる事業場が、重点監督を実施した事業場の20.8%に認められたことから、過重労働による健康障害の防止を広く周知啓発するためにセミナーを実施いたします。詳細は別添資料3をご覧ください。

- 日時：平成26年2月4日（火） 13：30～16：00（開場13時）
- 場所：高知県立県民文化ホール「グリーンホール」
- 内容（予定）：高知労働局からの法令制度などについての説明
メンタルヘルスについての講演（シニア産業カウンセラー 榎本宏子氏）
脳疾患についての講演（医学博士 栗坂昌宏氏）
- 問い合わせ先：高知労働局労働基準部監督課 088-885-6022